

**名護市介護予防・日常生活支援総合事業
令和6年度報酬改定に伴う
変更点について**

介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号）

- 基本報酬について、「高齢者の選択肢の拡大」の観点から、従前相当サービスを含めた多様なサービス・活動を組み合わせて高齢者を支援できるよう1回当たりの単価についてきめ細やかな設定を行う。
- その他令和6年度介護報酬改定に準じた見直し（加算・減算の設定等）を行う。

基本報酬	改正前		令和6年度告示改正	
1月当たり	週1回程度	1,176単位	週1回程度	1,176単位
	週2回程度	2,349単位	週2回程度	2,349単位
	週2回を超える程度	3,727単位	週2回を超える程度	3,727単位
1回当たり	月1回～4回	268単位	回数区分を統合し各区分の単価を引上げ 標準的なサービス	287単位
	月5回～8回	272単位		
	月9回～13回	287単位		
	高齢者目線にたったサービス内容に応じた内容の区分を新設		20分～45分の生活援助	179単位
	短時間の身体介護		45分以上の生活援助	220単位
		167単位	短時間の身体介護	163単位

⇒ 必要なサービスを必要な者の選択に基づき提供することが可能に

3,727単位の誤り

月当り上限を
回数から単位
数(3,645単
位)に見直し

注) 従前相当サービスについては、市町村が事業の継続性や介護人材の確保の状況等を踏まえ、国が定める単価の引き上げることが可能
サービスAなどの多様なサービスについては、上記に加え市町村が独自の加算等を設定することも可能

＜その他令和6年度介護報酬改定に準じた見直し＞

（※）詳細はhttps://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_36975.htmlの該当ページ参照。

高齢者虐待防止の推進（P27）、業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入（P26）

同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬の見直し（P51）

特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化（P54）

特別地域加算の対象地域の見直し（P54）、口腔管理に係る連携の強化（P35）、介護職員の処遇改善（P41）

訪問型サービスの基本報酬、加算、減算（令和6年4月時点）

訪問型
サービス

※ 介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号）より作成

利用者の生活状況に応じた基本サービス費

（月額包括報酬のほか、1回あたり単価を定めることにより、従前相当サービス以外の訪問型サービスとの組み合わせが可能）

イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合（1月につき）	
（1）1週に1回程度の場合	1,176単位
（2）1週に2回程度の場合	2,349単位
（3）1週に2回を超える程度の場合	3,727単位

ロ 1月当たりの回数を定める場合（1回につき）（※1）	
（1）標準的な内容の訪問型サービスである場合 （旧区分二～八を統合）	287単位
（2）生活援助が中心である場合（※2）	
（一）所要時間20分以上45分未満の場合	179単位
（二）所要時間45分以上の場合	220単位
（3）短時間の身体介護が中心である場合（※3）	163単位



利用者の状態に応じたサービス提供や施設の体制に対する加算・減算

特別地域加算	15/100
中山間地域等における小規模事業所加算	10/100
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5/100
初回加算（1月につき）	200単位
生活機能向上連携加算（Ⅰ）（1月につき）	100単位
生活機能向上連携加算（Ⅱ）（1月につき）	200単位
口腔連携強化加算（1回につき、1月1回まで）	50単位
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき）	所定単位数の137/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき）	所定単位数の100/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）（1月につき）	所定単位数の55/1000
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき）	所定単位数の63/1000
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき）	所定単位数の42/1000
介護職員等ベースアップ等支援加算（1月につき）	所定単位数の24/1000
高齢者虐待防止措置未実施減算	- 1/100
業務継続計画未実施減算	- 1/100
事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	90/100等

（※） は、令和6年4月に見直しを行った事項。

（※1）ロについては、1月につきイ（3）に掲げる単位数の範囲で所定単位数を算定する。

（※2）ロ（2）については、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族以下「家族等」という。）と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、生活援助（調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる利用者に対して行われるものをいう。）が中心である指定相当訪問型サービスを行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問型サービス計画に位置づけられた内容の指定相当訪問型サービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

（※3）ロ（3）については、身体介護（利用者の身体に直接接触して行う介護並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介護及び専門的な援助をいう。以下同じ。）が中心である指定相当訪問型サービスを行った場合に所定単位数を算定する。

（※4）イ並びにロ（1）及び（3）については、介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する生活援助従事者研修課程の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において算定しない。

【変更点及び留意点】

上限が回数から単位（3,727単位）に変更

「基準」「実施上の留意事項」を踏まえ、規定の単位を上限とし、1月当たりの適切な利用回数を計画に位置付けることとする。

※参照

介護保険最新情報Vol.1221

介護保険最新情報Vol.1222

介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（抜粋） （介護保険最新情報Vol.1221）

指定相当訪問型サービスの基本取扱方針

- ① サービスの提供に当たっては、介護予防とは、単に高齢者の運動機能や栄養改善といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの心身機能の改善や環境調整等を通じて、**一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならず自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意**しつつ行うこと。
- ② 介護予防の十分な効果を高める観点からは、**利用者の主体的な取組が不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努める**こと。
- ③ **「利用者の自立の可能性を最大限引出し支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮**する。

訪問型サービスの意義

(介護保険最新情報Vol.1222)

指定相当訪問型サービスは、基準告示第3条に定めるとおり、その**利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことがで きるよう**、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、**利用者の心身機能の維持回復を図り**、もって**利用者の生活機能の維持又は向上を目指す**ものである。このため、訪問型サービスについては、指定訪問介護の「身体介護中心 型」及び「生活援助中心型」の区分を一本化した区分を定めるとともに、1回当たりの単位数については、高齢者の選択肢の拡大の観点から、一 部当該区分と同様の区分を設けているものであり、**特に生活援助中心型 の単位数を算定するに当たっては、要支援者等のできることを阻害することのないよう留意**すること。

【月定額報酬による計画を策定する場合の留意点】 (介護保険最新情報Vol.1222)

- 適切なアセスメントにより作成されたケアプラン等において、サービス担当者会議等によって得られた専門的見地からの意見等を勘案して、標準的に想定される一週当たりのサービス提供頻度に基づき、訪問型サービス費イ(1)から(3)までの各区分を位置付けること。
- その際、1回当たりのサービス提供時間については、ケアプラン等において設定された生活機能向上に係る目標の達成状況に応じて必要な程度の量を指定相当訪問型サービス事業実施者が作成する訪問型サービス計画に位置付けること。なお、サービス提供の時間や回数については、利用者の状態の変化、目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更されるべきものであって、当初の訪問型サービス計画における設定に必ずしも拘束されるべきものではなく、目標が達成された場合は、新たな課題に対する目標を設定し改善に努めること。

利用と請求方法について

例① 要支援2の利用者が現行相当訪問型の標準的なサービスを利用する場合、ケアプランに、週当たりの利用回数を週2回程度と定めた場合。

➡ 月当たりの定額払いで算定する。

提供票は2,349単位（月単位）で作成。 ※実績が予定回数を下回る場合は回数単位。

例② 要支援2の利用者が現行相当訪問型の標準的なサービスを利用する場合、ケアプランに、月当たりの利用回数を定めた場合。

例）毎週2回の利用が必要ではなく、偶数2回でよいので月当たり6回利用になる場合

➡ ・計画予定通り利用となったとき $287\text{単位} \times 6\text{回} = 1,722\text{単位}$

・利用しない日が2日あったとき $287\text{単位} \times 4\text{回} = 1,148\text{単位}$

例③ 要支援1の利用者が現行相当訪問型の生活援助が中心のサービスを利用する場合、ケアプランに、月当たりの利用回数を定める場合。

例）居室の掃除とごみ出しで45分以上の生活援助

毎週2回の利用で月当たり8回の利用となる場合

➡ $220\text{単位} \times 8\text{回} = 1,760\text{単位}$

総合事業の額を市町村が定める際に勘案すべき基準（令和6年度改正の概要）

通所型
サービス

- 基本報酬の単価について、通所介護の介護報酬改定に準ずる見直しを行うとともに、介護予防通所リハビリテーションと同様に運動機能向上加算を包括化する。また、「高齢者の選択肢の拡大」の観点から、従前相当サービスを含めた多様なサービス・活動を組み合わせ、高齢者を支援できるよう要支援2の者の1回当たりの単価について1回からの算定を可能とする。
- その他令和6年度介護報酬改定に準じた加算・減算の設定を行う。

基本報酬	改正前		令和6年度告示改正		
1月当たり	要支援1・事業対象者	1,672単位	→	要支援1・事業対象者	1,798単位
	要支援2・事業対象者	3,428単位		要支援2・事業対象者	3,621単位
1回当たり	要支援1・事業対象者 (月1回～4回)	284単位	→	要支援1・事業対象者 (月1回～4回)	436単位
	要支援2・事業対象者 (月5回～8回)	395単位		要支援2・事業対象者 (月1回～8回)	447単位

運動器機能
向上加算の
包括化

月1回から算定可

➡ 必要なサービスを必要な者の選択に基づき提供することが可能に

※ このほか地域全体で高齢者の移動手段を確保するという視点にたち、送迎を外部委託等する場合の基本報酬に占める送迎に要する費用を明確化。

注) 従前相当サービスについては、市町村が事業の継続性や介護人材の確保の状況等を踏まえ、国が定める単価の引き上げること可能
サービスAなどの多様なサービスについては、上記に加え市町村が独自の加算等を設定することも可能

<その他令和6年度介護報酬改定に準じた見直し>

(※) 詳細はhttps://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_36975.htmlの該当ページ参照。

高齢者虐待防止の推進（P27）、業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入（P26）

通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化（P55）

特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化（P54）、

選択的サービス複数実施加算の見直し（P53）、科学的介護推進体制加算の見直し（P39）、介護職員の処遇改善（P41）

通所型サービスの基本報酬、加算、減算（令和6年4月時点）

通所型
サービス

※ 介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号）より作成

利用者の生活状況に応じた基本サービス費

（月額包括報酬のほか、1回あたり単価を定めることにより、従前相当サービス以外の通所型サービスとの組み合わせが可能）

イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合（1月につき）

（1）事業対象者・要支援1	1,798単位
（2）事業対象者・要支援2	3,621単位

ロ 1月当たりの回数を定める場合（1回につき）

（1）事業対象者・要支援1	436単位
（2）事業対象者・要支援2	447単位



利用者の状態に応じたサービス提供や施設の体制に対する加算

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5/100
生活機能向上グループ活動加算（1月につき）	100単位
若年性認知症利用者受入加算（1月につき）	240単位
栄養アセスメント加算（1月につき）	50単位
栄養改善加算（1月につき）	200単位
口腔機能向上加算（Ⅰ）（1月につき）	150単位
口腔機能向上加算（Ⅱ）（1月につき）	160単位
一体的サービス提供加算（1月につき）	480単位
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（1月につき）	88単位 又は176単位
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（1月につき）	72単位 又は144単位
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）（1月につき）	24単位 又は48単位
生活機能向上連携加算（Ⅰ）（1月につき、3月に1回を限度）	100単位
生活機能向上連携加算（Ⅱ）（1月につき）	200単位
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） （1回につき、6月に1回を限度）	20単位
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） （1回につき、6月に1回を限度）	5単位
科学的介護推進体制加算（1月につき）	40単位
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき）	59/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき）	49/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）（1月につき）	23/1000
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき）	12/1000
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき）	10/1000
介護職員等ベースアップ等支援加算（1月につき）	11/1000

（※）■については、令和6年4月に見直しを行った事項。

（※1）イ及びロについて、利用者が事業対象者（介護保険法施行規則第140条の62の4第2号に定める者をいう。）であって、介護予防サービス計画において、1週に1回程度の指定相当通所型サービスが必要とされた者については、イ（1）又はロ（1）に掲げる所定単位数を、1週に2回程度又は2回を超える程度の指定相当通所型サービスが必要とされた者については、イ（2）又はロ（2）に掲げる所定単位数をそれぞれ算定する。

（※2）ロ（1）については1月につき4回まで、ロ（2）については1月に8回までの範囲で、所定単位数を算定する。

利用者の状態に応じたサービス提供や施設の体制に対する減算

利用者の数が利用定員を超える場合	70/100
看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	70/100
高齢者虐待防止措置未実施減算	-1/100
業務継続計画未実施減算	-1/100
事業所と同一建物に居住する者または同一建物から通所型サービスを行う場合	-94単位、-376単位 又は-752単位
事業所が送迎を行わない場合（片道につき）	-47単位

介護予防のための**効果的な支援の方法**に関する基準（抜粋） （介護保険最新情報Vol.1221）

指定相当通所型サービスの基本取扱方針

- ① サービスの提供に当たっては、介護予防とは、単に高齢者の運動機能や栄養改善といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの心身機能の改善や環境調整等を通じて、**一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならず自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意**しつつ行うこと。
- ② 介護予防の十分な効果を高める観点からは、**利用者の主体的な取組が不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努める**こと。
- ③ **「利用者の自立の可能性を最大限引出し支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮**する。

通所型サービスの意義

(介護保険最新情報Vol.1222)

指定相当通所型サービスの基本報酬においては、入浴介助及び運動器機能向上サービスの実施に係る費用が包括評価されているところであり、指定相当通所型サービスは、基準告示第 47 条に定めるとおり、**その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す**ものであることを踏まえ、サービスの実施に当たっては以下の点に留意すること。

① 入浴介助は、**利用者自身で又は家族等の介助によって入浴ができるようになることを目的として行うこと**。この際、利用者の状態や、当該 利用者が日頃利用する浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を確認し、これを踏まえて、利用者が日頃利用する浴室に近い環境で 行うことが望ましい。

② 運動器機能向上サービス（**利用者の運動器の機能向上を目的として個別に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持または向上に資すると認められるものをいう**。）は、専ら機能訓練指導員 1 名以上配置し、国内外の文献等において**介護予防の観点から有効性が確認されている手法等を用いて行うこと**。

名護市介護予防・生活支援 サービス事業の基本報酬

(令和6年4月現在)

●訪問型サービス（**現行相当**）

➤サービス内容：

従来型の訪問介護（訪問介護員による訪問介護）

入浴・排泄・食事等の**身体介護**や**生活援助**

➤提供時間：

1回あたり必要な時間

		基本報酬	月の上限単位	備考
<u>1週当たりの標準的な回数を定める場合</u>	週1回程度	1,176単位/月	1,176単位/月	標準的に想定される1週当たりのサービス提供頻度
	週2回程度	2,349単位/月	2,349単位/月	
	週2回超	3,727単位/月	3,727単位/月	
<u>1月当たりの回数を定める場合</u>	標準的なサービス	287単位/回	3,727単位	回数の上限はない
	20～45分の生活援助	179単位/回		
	45分以上の生活援助	220単位/回		

※月額報酬で計画の場合、1月の実績が利用予定回数を下回る場合は回数単位となる。

※回数単位の月合計が包括単位を超える場合は包括単位で算定。

※加算・減算については、国が定める現行の介護予防訪問介護と同様。

●訪問型サービス（基準緩和型：家事お助け隊）

- サービス内容：生活援助のみ
- 提供時間：1回あたり必要な時間

基準単価	20単位
利用回数	・ 事業対象者：1回/週 ・ 要支援1：1～2回/週 ・ 要支援2：1～3回/週

●通所型サービス（**現行相当**）

➤サービス内容：

従来型の通所介護と同様のサービス
生活機能の向上のための機能訓練

	対象	計画に位置 付けた回数	基本報酬	月の上限単位	備考
1週当たりの 標準的な回数 を定める場合	事業対象者 要支援1	週1回程度	1,798単位	1,798単位/月	4週/月：4回 5週/月：5回
	(事業対象者) 要支援2	週2回程度	3,621単位	3,621単位/月	4週/月：8回 5週/月：9～10回
1月当たりの 回数を定まる 場合	事業対象者 要支援1	1～4回/月	436単位	436単位×4回 =1,744単位	
	(事業対象者) 要支援2	1～8回/月	447単位	447単位×8回 =3,576単位	

※月額報酬で計画の場合、1月の実績が利用予定回数を下回る場合は回数単位となる。

※回数単位の月合計が包括単位を超える場合は包括単位で算定。

※加算・減算については、国が定める現行の介護予防訪問介護と同様

●通所型サービス（住民主体）

※報酬外サービス

- サービス内容：地域住民やボランティアが主体となり、レクリエーションや運動の場の提供
- サービス利用料：提供事業所によって料金が異なります。